

仲裁契約の成否に関する判例について

仲裁契約の成否に関する以下の 4 つの判例は、いずれも、建設工事の請負契約に関する事案であり、請負業者である X 会社からの工事代金支払請求に対して、発注者である Y（個人）が、本案前の答弁として、仲裁契約の成立を主張したものである。

判例 1、判例 3 及び判例 4 では、「契約書に添付された約款に仲裁条項が存在するというだけで仲裁契約の成立を認めることはできない」という考え方が明示されている。

いずれの判決も、個別具体の事実関係を認定した上で、仲裁契約の成否を判断している。

仲裁契約の成立を認めた判例

【判例 1】昭和 57 年 11 月 19 日名古屋地裁判決（昭和 57 年（ワ）第 567 号）

「一般的に仲裁契約の成否に関しては、それが訴の利益を阻却する不起訴の合意の趣旨を含むものである以上その成否は慎重に決せられるべきであって、書面によると口頭によるとを問わず、また、明示、黙示を問わないとしても少なくとも仲裁付託の意思が当事者間に明確に存在して始めて仲裁契約は成立するものと解すべきは当然であり、請負契約書に添付の四会連合約款に仲裁条項が存在するというだけで直ちに、かつ当然に仲裁契約の成立があったとみることはできないと解する。」とした上で、「本件請負契約に用いられた契約書は従来より（X 会社）で使用しているものであり、四会連合約款を（X 会社）が使用したのも今回が初めてではなく、建設業者である（X 会社）が四会連合約款 30 条の文言の意味内

容を充分理解しないで、漫然と右契約書用紙や四会連合約款を使用していたとは到底考えられないこと」などから、仲裁契約の成立を認定。

【判例 2】平成2年10月9日東京高裁判決（平成元年(ネ)第219号）

「（X会社）は（Y）との工事請負契約の締結に当たり、契約書に本件約款を何ら手を加えることなしに添付し、その内容を契約内容に含めたこと、本件紛争解決条項は、本件約款の第20条に「紛争の解決」なる標題の下に規定されているが、本件約款には、他に紛争解決規定が置かれておらず、裁判管轄に関する規定も置かれていないこと、（X会社）は増改築工事の請負等を業とする会社であり、かねてより本件約款を使用して請負契約を締結していたことがそれぞれ認められる。これらの事実を照らせば、（X会社）は、その業種及び専門の知識経験からして、建設業法による建設工事紛争審査会の機能、役割を十分に認識したうえで、これを活用し、注文主との間で契約について紛争が生じた場合には、最終的には同審査会の仲裁にその解決を委ねる趣旨の下に、本件紛争解決条項を含む本件約款を工事請負契約書に添付し、これを契約内容に含めたものと推認される。」として、仲裁契約の成立を認定。

【判例 3】平成8年8月22日東京地裁判決（平成7年(ワ)第24961号）

「仲裁合意の成立が認められると、訴えが不適法として却下されるという重大な効果が生じるから、その認定は慎重であるべきであり、単に本件仲裁条項が記載されている約款を契約書として使用しただけで、その成立を認めるのは相当でない。しかし、本件においては、（Yの妻）が（X会社）代表者の前で本件約款の全文を朗読して内容を確認したが、本件仲裁条項を除外する旨は表明されていないこと、（X会社）はこれまでも本件仲裁条項が記載された契約書を使用していたと推認されることからみると、本件仲裁条項の内容が合意されたと認定すべきである。建設工事紛争審査会による仲裁手続が導入されてから相当の年月が経過しており、特に本件は建築業者でない注文者からの仲裁契約の抗弁であるから、双方が本件仲裁条項を契約内容とすることに明示的に合意したときに限定して、仲裁合意の成立を認定するのは相当でない。」として、仲裁契約の成立を認定。

仲裁契約の成立を否定した判例

【判例 4】昭和54年11月26日東京高裁判決（昭和53年(ネ)第2910号）

「一般的に仲裁契約の成否に関しては、……仲裁契約が訴の利益を阻却する不起訴の合意の趣旨を含むものであることから慎重に決せられるべきであって、仲裁契約が成立するには、書面によると口頭によると、また、明示であると黙示であるとを問わないにしても、当事者（本件にあつては注文者と請負者（ないし監理技師））間に明確な仲裁付託の意思が存することを要するものと解すべきは当然であり、建設工事請負契約においても、それに付された四会連合約款に仲裁条項が存在するという事だけで仲裁契約の成立をただちに肯認することはできないものと解すべきである。」とした上で、「（X会社社員）が契約書の調印の際現行四会連合約款の添付されている契約書を読み上げ、とくに右約款30条についてはもし問題があれば裁判所でやりたいと思う旨を話して（Y）の納得を得ていること」などから、仲裁契約の成立を否定。